

経営会議の内容

件 名	(仮称)大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 条例と規則の制定について
所 管 部	こども部
日時・場所	平成26年 5月29日(木) 11:15～11:30 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、 環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、 都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、議会事務局長、こども施策推進 準備室長
提 出 理 由	子ども・子育て支援新制度の実施に向け、特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業（家庭的保育事業等）に係る利用定員、運営に関する条例、規則を制 定するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・資料に、条例は平成26年10月までに制定が必要との記載がある一方、施行は平 成27年4月との記載もある。どのような意図か。 （所管部）周知の関係で、平成26年10月に公布し、施行は新制度の開始に合わ せ平成27年4月とするものである。 ・事業者等に罰則を科す規定があるが、罰則を適用するような場合には子育て給付 の返還などもあり得るのか。 （所管部）現行の保育所運営費負担金も過誤による返還が想定されているため、 新制度下でも返還はあり得る。そのようにならないよう、監査や立ち 入り調査等をしっかりやっていきたい。 ・既に運営している幼稚園や保育所についても新制度への移行にあたって、市の確 認を受ける必要があるのか。 （所管部）既に認可を受けて運営している幼稚園や保育所は「みなし確認」とな り、そのまま移行できる。
会議結果	案のとおり、進めていく。